

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年10月13日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 8 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	主発電機水素冷却装置冷却水ベント弁において、シートリーク(1滴/120秒)が認められたため、当該弁を点検補修。	G	
2	1号機	取水設備点検用門型クレーン設置の照明器具において、同器具カバーに不具合(脱落しろう1基、腐食3基)が認められたため、当該照明器具カバーを修理。	G	
3	1号機	原子炉建屋試料採取系炉水サンプリング(原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器入口)逃がし弁において、シートリーク(鉛筆芯3本程度)が認められたため、当該弁を点検補修。	G	
4	1号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ(A,B)主油タンク計器収納盤において、当該収納盤内の計装配管より油にじみが認められたため、当該にじみ箇所を特定し補修。	G	
5	3号機	設備パトロールにおいて、所内電源設備480Vモーターコントロールセンターの電源ユニット内(1台)より異音(ジー音)が認められたため、当該電源ユニットを点検。	G	
6	4号機	換気空調系タービン駆動原子炉給水ポンプ(B)室空調機(B)電動機点検において、当該電動機負荷側軸受けハウジングの嵌め合い寸法に管理値外れが認められたため、当該部を補修。	G	
7	4号機	換気系排気筒入口プロセス放射線モニタにおいて、サンプリングガスの吸い込み圧力及び流量に変動事象(ハンチング)が認められたため、原因調査後対応検討。(モニタ指示は変動なし)	G	
8	1.2号廃棄物処理設備	高電導度廃液系濃縮器(D)加熱蒸気収集タンク逃がし弁用電磁弁交換作業時、当該電磁弁のリミットスイッチと端子箱間のフレキシブル電線管に破損が認められたため、当該フレキシブル電線管を交換。	G	